

特定個人情報取扱事務委託基準の制定について

平成 28 年 9 月 15 日
最終改正：平成 31 年 3 月 1 日
例規第 23 号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

長野県警察が、特定個人情報の取扱いを伴う事務を長野県個人情報保護条例（平成 3 年長野県条例第 2 号。第 1 において「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関（第 1 及び第 2 において「実施機関」という。）以外の者に委託する場合において、当該特定個人情報の適正な管理を図るため、次のとおり特定個人情報取扱事務委託基準を制定し、平成 28 年 9 月 15 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

特定個人情報取扱事務委託基準

第 1 趣旨

この基準は、長野県警察が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定に基づいて行う特定個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合に、条例及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）の規定により、受託者に対し求めることとされている当該特定個人情報の適切な管理に関する措置について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 委託

この基準の対象となる委託は、長野県警察が特定個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に依頼する契約の全てをいう。したがって、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約も含み、また、公の施設の管理委託、収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。

第 3 受託者の選定

委託者は、受託者の選定に当たっては、この基準に定める措置が講じられることを、入札申込者等から特定個人情報に係る取扱規程を提出させるなどの方法により、あらかじめ確認するものとする。

第 4 委託内容の明確化

委託者は、受託者に対して、委託の内容に応じて特定個人情報の使用目的、使用範囲等を明確に示すものとする。

第 5 措置事項

委託者は、受託者に対して、特定個人情報の保護のために必要な次の措置を求めなければならない。

- (1) 特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の禁止
- (2) 特定個人情報を取り扱う場所の報告
- (3) 特定個人情報を取り扱う者の報告
- (4) 特定個人情報を取り扱う者への教育
- (5) 特定個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

- (6) 特定個人情報の目的外使用の禁止
- (7) 特定個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止
- (8) 特定個人情報を取り扱う業務の再委託の原則禁止
- (9) 特定個人情報に関する事故発生時における報告
- (10) 措置事項に違反した場合の契約解除の措置及び損害賠償
- (11) その他委託者が特定個人情報の取扱いに関して指示した事項の遵守

第6 措置事項の周知

- 1 委託者は、入札、見積書の徴取等の際は、特定個人情報の保護のために措置すべき事項を十分に説明し、受託者に対して周知徹底を図るものとする。
- 2 委託者は、契約の際は、特定個人情報の保護のために措置すべき事項を十分に説明し、受託者に対して周知徹底を図るものとする。

第7 契約に当たっての措置

- 1 委託者は、契約に当たっては、契約書に次のような規定を設け、特定個人情報取扱特記事項（別記）を遵守するよう求めなければならない。ただし、契約書によらない場合は、特定個人情報取扱特記事項を契約事項として受託者に交付するものとする。

（特定個人情報の保護）

第〇条 受託者は、この契約による業務を行うため、特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報取扱特記事項（別記）を遵守しなければならない。

- 2 措置事項に違反した場合の契約解除措置及び損害賠償については、契約書による場合は本文において、契約書によらない場合はこれに準じた方法で規定しなければならない。この場合、特定個人情報の取扱い以外の他の契約事項と総括的に規定しても差し支えないものとする。

第8 特定個人情報の引渡し

委託者は、特定個人情報を受託者に引き渡す場合は、委託事務の範囲内で必要最小限のものとし、それ以外の特定個人情報は渡さないものとする。また、可能な限り暗号化等により個人を識別できないような措置を講ずるものとする。

第9 監査又は調査

委託者は、受託者の特定個人情報の管理状況について、委託する事務の内容に応じて、年1回以上の監査又は調査によって確認するものとする。

第10 再委託の承諾

委託者は、事務処理上の困難その他正当な理由により、受託者から再委託（本委託業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することをいう。以下同じ。）について承諾を求められた場合、取り扱われる特定個人情報について、この基準に定める措置と同等の措置がされることを確認した上で、再委託を承諾するものとする。再々委託（再委託の相手方が更に委託することをいう。）以降の契約についても同様とする。

(別記)

特定個人情報取扱特記事項

第1 特記事項

1 特定個人情報の漏えいの禁止

受託者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された特定個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

3 作業場所の特定

(1) 受託者は、特定個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

4 作業責任者等の報告

(1) 受託者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

(3) 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(4) 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

5 教育の実施

受託者は、本委託業務に係る特定個人情報の保護について必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

6 特定個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う特定個人情報が必要でなくなった場合は、委託者の指示により、速やかに特定個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

7 特定個人情報の目的外使用の禁止

受託者は、この契約による業務を行うため、特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

8 特定個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された特定個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

9 再委託

(1) 受託者は、本委託業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託（以下「再委託」という。）する場合は、業務の着手前に、次に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得

なければならない。

ア 再委託の相手方の名称

イ 再委託が必要な理由

ウ 再委託を行う業務の内容

エ 再委託の相手方において取り扱う特定個人情報

オ 再委託の相手方に求める特定個人情報の保護措置の内容

カ 再委託の相手方の監督方法

(2) 受託者は、(1)の規定により再委託を行った場合に、再委託の相手方が更に委託（以下「再々委託」という。）する場合は、業務の着手前に受託者の承諾を得るよう、再委託の相手方に対して義務付けなくてはならない。

(3) 受託者は、(2)の承諾を行う場合は、再々委託について(1)のアからカまでに掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(4) (2)及び(3)の規定は、再々委託の相手先が更に委託を行う場合以降の契約も同様とする。

(5) 受託者は、再委託以降の契約の内容にかかわらず、再委託の相手方及びそれ以降の事業者が受託した業務において、当該事業者の特定個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。

10 取扱状況の報告

受託者は、委託者から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

11 監査又は調査

(1) 委託者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して、監査又は調査を行うことができる。

(2) 委託者は、(1)の目的を達成するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなければならない。

(3) 受託者は、再委託を行う場合に、再委託の相手方に対して、委託者が監査又は調査を行うことができることとしなければならない。

(4) (3)の規定は、再々委託以降の契約についても同様とする。

(5) 委託者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、受託者以外の業務に携わる各事業者が必要な措置を講じているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなければならない。

12 事故発生時における報告

受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失、損傷等があった場合は、委託者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

第2 特記事項の説明

1 特定個人情報の漏えいの禁止

委託契約によって知り得た特定個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。

2 特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

委託者から引き渡された特定個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理措置を義務

付けるものである。

なお、保管場所、保管方法等にも留意するものとする。

3 作業場所の特定

受託者の作業場所を特定することで、特定個人情報に不用意に拡散することを防ぐものである。

また、受託者の作業環境を委託者が把握することにより、委託者が、適切な安全管理措置を指示することができるようにするものである。

4 作業責任者等の報告

受託者の管理体制及び責任者を明確にし、作業責任者及び作業従事者を委託者が把握することで、委託先従業員による特定個人情報の不適正使用を抑止するものである。

5 教育の実施

受託者に対し、特定個人情報の適切な取扱いのために必要な知識等を、作業責任者及び作業従事者に習得させるため、教育及び研修を行うよう求めるものである。

6 特定個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった特定個人情報の返還又は廃棄の義務を課すものである。この場合の取り扱う特定個人情報は、委託者から渡されたもの及び業務を行うため受託者が自ら収集したものがある。

7 特定個人情報の目的外使用の禁止

委託を受けた業務を行う際に、特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止するものである。この場合の取り扱う特定個人情報は、委託者から渡されたもの及び業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

8 特定個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

委託者から引き渡された特定個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合は、委託者の承諾を得て行うものとする。

9 再委託

業務の一部を例外的に再委託する場合に、再委託の相手方において特定個人情報の適切な安全管理措置が講じられることを、委託者が確認した上で再委託の諾否を判断することとするものである。これは、再委託の契約について委託者が監督できることとするためのものであり、再々委託以降の契約においても同様である。

また、再委託以降の契約について、受託者が包括的に責任を負うこととするものである。

10 取扱状況の報告

受託者に対し、特定個人情報の取扱いについて報告を求めることができることとし、特定個人情報の取扱いを委託者が任意に確認できるようにするものである。

11 監査又は調査

委託者が、受託者等の委託業務における特定個人情報の取扱状況を監査又は調査することができることとするものである。これは、監査又は調査により、特定個人情報の適切な安全管理措置が講じられているかを検証するとともに、改善事項の早期発見により、特定個人情報の漏えい事故等を未然に防止するものである。

委託者が必要と判断した際に、受託者に情報提供を求め、又は必要な指示ができるものとするのは、受託者の協力が得られないことによる監査又は調査の遅延等を防止するものである。

委託者が把握していない再委託等が行われていると疑われる場合、派遣労働者による情報の盗用が疑われる場合等、受託者以外の者への監査又は調査についても、受託者に指示をすることで必要な情報収集等を行うことができるようにするものである。

12 事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失、損傷等の事故が発生した場合は、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、委託者に直ちに報告し、その指示に従う義務を課すものである。